令和5年度魚沼更生福祉会事業計画

I 魚沼更生福祉会

1 基本計画

3年にわたる新型コロナウイルスの蔓延は、障害のある人やその家族の日常生活に大きな影響を及ぼしている。各施設・事業所は、各種イベントの開催や参加、一泊旅行や買い物などの諸活動を中止、ないしは縮小を余儀なくされ、地域交流や社会参加など地域生活を促進する支援に支障をきたす事態が続いた。

この状況下で、昨年、縮小した内容ではあったが、3年振りに魚沼市中央公民館において 六花園祭を開催できたことは、利用者と職員にとってコロナ禍にあっても前を向いて踏み出 せることを確認できた有意義な出来事になった。

コロナ対策は緩和の方向にあり、5月から感染症法上の位置付けが5類に引き下げられるが、障害者福祉に携わる法人として感染状況に応じた感染防止対策を講じながら、利用者とご家族の安全・安心と日常生活を送るために必要な各種サービスを継続して提供するよう努める。

昨年12月に障害者総合支援法の改正案(令和6年4月から施行)が、参議院本会議で可決、成立した。

改正法には、障害のある人の地域生活の強化が明記されており、障害のある人が安心して 地域生活を送られるよう、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの整備が市町 村の努力義務になる。当法人は、以前から魚沼市に基幹相談支援センターの設置を要望して きたが、この4月に、魚沼市基幹相談支援センターが開設する。

この基幹相談支援センターに当法人の職員1名が出向し、センター業務に参画することになった。魚沼市基幹相談支援センターを中核とした魚沼市の相談支援体制の充実と強化に貢献するとともに、センターと連携して障害のある人が希望する生活や地域生活の実現に向けたいっそうの支援に取組む。

就労支援では、各通所事業所は、4月から開所日を増やして利用者の諸活動を充実させ、 生産活動による利用者の工賃の向上を目指す。

平成26年の障害者権利条約締結以降、障害のある人の権利擁護に向けた取組みが進められている。権利擁護は、障害者支援の根幹であり、身体拘束の適正化を推進するため、指針の整備、委員会の開催、そして研修の実施が義務化された。

この4月に、各施設・事業所は、身体拘束適正化委員会と既存の虐待防止委員会を併置した権利擁護委員会を設置するとともに、各施設・事業所の権利擁護委員会が参集する権利擁護専門委員会を組織し、法人全体で利用者の権利擁護を推進していく。

今年度は、令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とする「第3期中期経営計画」の中間年度に当たる。このため、業務検討会議を開催して計画の進捗状況の評価を行う。また、収支計画を追加して法人運営の安定化に努める。

研修会及び会議関係では、今年度、知的障害関係の施設・事業所が加入する知的障害者福祉協会が主催する各種事業の内、7月にかけはしが北陸地区知的障害関係施設職員研究大

会新潟大会の記念講演の企画を務める。次に、秋に六花園が新潟県知的障害者福祉協会第 2回施設長会議を担当する。施設長会議は、地元魚沼市での開催を予定している。

2 事業方針

(1) 新型コロナウイルス対策

各施設・事業所は、感染防止対策を継続し、感染予防と拡大防止に努める。

(2) 通所事業所の生産活動の安定化と工賃向上

コロナ感染により事業の中断や利用者の生産活動が停滞するような事態にならないよう 留意し、生産活動を安定化させて継続し、働く場の提供と工賃の向上を図り、利用者が自 立した日常生活と社会生活を営めるよう努める。

(3) 専門性の向上と資格取得

各種研修会は、リモート形式によるオンラインが導入されるようになり、出張を要さずに受講が容易になったことから、職員を積極的に受講させ、福祉職としての専門性の向上を図る。

有資格職員の配置や給付費に必要な資格要件が得られるサービス管理責任者や児童発達 支援管理責任者などの研修は、演習が必要な場合が多いため、開催の都度、感染状況や主 催者の感染対策を考慮しながら職員を受講させ、資格取得に努める。

(4) 就労支援事業の取組

湯之谷工芸が実施する就労移行支援事業と就労定着支援事業は、昨年度、就労移行支援 を受けた5名の利用者が就職を実現した。また、就労定着支援を5名が受け、着実に実績 を上げた。

対象利用者は減少傾向にあるが、今後も、一般就労を希望する人の願いが実現するよう、 就労能力や適性の評価など就労移行支援の強化と定着支援の充実を図り、就職に向けた一 層の支援に取組み、魚沼市にある唯一の就労移行支援と就労定着支援の事業所としての役 割を果たす。

(5) 障害のある人のニーズに即した良質なサービスの提供

ア コロナ感染が続く状況にあっても、サービスの質が低下しないよう確保に努める。 イ かけはしが、福祉サービスの第三者評価事業を受審し、提供しているサービスの 現状を把握し、より良いサービスの向上を図る。

- ウ 利用者の強みや障害特性、仕事の適性などを的確に把握し、本人が望む生活を実現できるよう支援の質を高め、良質で効果的なサービスを提供する。
- エ 各施設・事業所は、専門性を向上させ、事業の目的に即した専門機能を発揮し、 利用者の自立と社会参加を促進する。
- オ 支援にあたっては、市町や魚沼市基幹相談支援センター、相談支援事業所など関係機関との密接な連携に努める。
- カ 防災訓練と防犯訓練を定期的に実施して対策を強化し、利用者及び職員の意識を 高め、利用者の安全と安心を保障する。
- キ 各施設・事業所は、地震や豪雨水害等の自然災害が発生した場合であっても、利用者の生活と安全を守り、また、生産活動の落ち込みや中断を防いで、必要とするサービスを継続して提供できるよう努める。

(6) 利用者の権利擁護の推進

各施設・事業所は、身体拘束適正化委員会と虐待防止委員会を併置した権利擁護委員会 を組織するとともに、法人全体の取組みとするため、各委員会の上部組織として権利擁 護専門委員会を設置し、職員の意識啓発と利用者の権利擁護の推進に取組む。

(7) 法人運営の強化

- ア 経営組織のガバナンスの強化に努め、定款や現況報告書、役員報酬基準等を公開するなど透明性を確保し、地域社会から信頼される事業運営を進める。
- イ ホームページ編集委員会を活性化し、ホームページを効果的に活用した戦略的な広報活動を展開する。
- ウ 研修委員会が主体となって、障害分野における専門的な職能の他、サービス提供者 として必要とされる資質を向上させるため、多様な研修内容を企画、実施し、職員の 育成に努める。

また、今年度新たに設置した権利擁護専門委員会と連携し、利用者の権利擁護を推進する研修を開催する。

(8) 法人サービス事業の充実・強化

- ア 各施設・事業所間の連携をさらに推進し、事業の活性化を図る。
- イ 人的、財政的充実を背景に、業務運営の充実・強化を図る。
- ウ 法人内の各種会議を活発にし、会議成果をもとに新たな事業展開を進める。
- エ 魚沼市の地域生活支援拠点等の支援体制に、各施設・事業所がそれぞれの機能を活かして役割を果たし協力していく。
- オ 魚沼市基幹相談支援センターに職員1名を出向させ、センター事業及び地域の相談 支援体制の充実に貢献する。
- カ 昨年度、公益的取組委員会が企画し実施した魚沼市内の放課後児童クラブへの昼食 提供を、今年度も、各施設・事業所が連携・協働して実施し、地域社会に積極的に貢献する。

Ⅱ 六 花 園

1 基本方針

六花園とグループホームは、利用者が安全に安心して生活する暮らしの場である。コロナ 感染者が発生した場合でも事業を継続し安定した生活を提供する。職員が感染し人員に不足 が生じた場合には、他事業所から職員の応援を得て利用者の生活を支える。

利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の状態やニーズに基づいた適切な個別支援計画を作成・実行し、利用者主体の支援を徹底する。

日中生活は、地域でのコロナ感染状況に留意しながら、通常日課を維持し、週間日課に沿ったメリハリのある活動と、各種行事や外出、外食などの活動を充実させ、日々の生活に豊かさと生きがいや張り合いが持てる支援を提供する。

利用者の高齢化の進行に対しては、加齢に応じた体調管理や健康状態の把握を徹底し、介護度や心身機能の低下、各種疾病などに細心の注意を払う。必要により、迅速、的確に医療機関を受診するなど重症化を防止し、生命と心身機能の保持に努める。

グループホームの運営は、利用者個々の適切な支援計画に基づき、サービス管理責任者を

中心に生活支援員や世話人、夜間支援員が自立した地域生活を継続できるようきめ細かな支援にあたるとともに、日中活動の場である就労企業や通所事業所等と連携を密に取りながら 一日を通した適切な支援に努める。

また、利用者の加齢に応じて、一人ひとりの体調管理と健康状態の把握に努め、安定した 就労の継続を支援する。必要によっては、介護保険サービス事業所と連携し、介護サービス を併用しながら地域での生活を支える。

なお、グループホーム事業は、六花園による支援のみではなく、法人全体のものとして他 事業所及び職員の共通理解を図りながら、より充実した運営に取組む。

2 重点事項

- (1) 「生活介護」及び「施設入所支援」の支援の充実
 - ア 日中活動や支援プログラムは、生活介護の目的に沿って、利用者の年齢や生活能力、 身体機能に応じた日課を提供し、適切な支援を行う。
 - イ 日課には、介護予防活動を組入れ、体力と身体機能の保持を図る。
 - ウ 介護福祉士の資格を有する生活支援員や看護師が講師を務める園内研修を継続し、 介護技術や予防、医学的知識の習得に努める。
 - エ 在宅障害者のニーズに応えられるよう、送迎サービスの利便性を向上させるなど利用しやすい受け入れ体制を整え、障害の種別を問わない利用の拡大を図る。
 - オ 魚沼市の地域生活支援拠点等に、入所型施設としての機能を活かして役割を果たす。
 - カ 緊急時の利用を迅速に行えるよう、短期入所(ショートステイ)の受入れ体制を常 時整える。
- (2) グループホームの適正運営の確保
 - ア 管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人、夜間支援員が連携した支援を 行えるよう日々のミーティングの他、定期的に世話人会議、夜間支援員会議を開催し て情報の共有を図り、組織的で有機的な運営を推進する。
 - イ 個別支援計画に基づいた支援に努め、職員間で情報を共有し、モニタリングを実施 しながら安定した居住生活が営まれるよう支援する。
 - ウ 就労企業、通所事業所、市町担当部署、相談支援事業所、介護保険サービス事業所 など関係機関との連携を密にし、24時間切れ目のない支援体制を堅持する。
 - エ 「やまのて」に併設した短期入所の受入れを積極的に行い、地域生活の継続を支援 する。また、宿泊生活経験の機会や場として活用する。
 - オ 魚沼市の地域生活支援拠点等に協力し、障害のある人が地域生活を継続できるよう 支援する。
 - カ 地域自治会が開催する各種行事などに参加し、地域住民との交流を通して地域住民 の理解を深めるとともに、地域の一員としての意識を醸成する。
 - キ 寮費、預かり金管理等会計処理の適正化を堅持する。
- (3) 高齢及び健康不安を抱える利用者への対応
 - ア 医療機関との連携の確保、強化を図る。
 - イ 高齢利用者及び医療ニーズの高い利用者の心身状態の把握と健康管理に努める。
 - ウ 休日夜間等に緊急事案が発生した場合、迅速・適確に医療機関に連絡を取り、利用

者の命を最優先に対処する。

- エ 病院退院時にその都度退院時カンファレンスを実施し、利用者の受入れが円滑に行 えるよう職員間で情報を共有する。
- オ 家族に適宜生活の様子や心身状態などを伝え、家族の理解と協力を得ながら適切な 支援に努める。

(4) 権利擁護の取組

- ア 障害者虐待の防止を徹底するため、定期的に職員全員によるセルフチェックや小グループによる話し合いを行い、その結果を権利擁護委員会に置く虐待防止委員会において評価、検証し、職員間で共有する。
- イ 「身体拘束適正化の指針」に基づいて適正化をさらに推進するため、権利擁護委員会に置く身体拘束適正化委員会を定期及び必要時に開催して対策を検討する。また、 年1回適正化のための研修会を開催する。
- ウ 日々の生活場面や自治会等を活用して利用者が苦情や要望等を言いやすい環境を 整え、苦情解決委員会を月1回開催して、利用者が安心して望む生活を営めるよう努 める。
- エ リスクマネジメント、ヒヤリ・ハットについて、その都度検証を行い、再発防止に 努める。

(5) 安全対策の強化

- ア コロナ対策を継続し、利用者の感染防止に努める。
- イ 六花園、グループホーム内外及び移動時など施設外活動中の事故防止に努める。
- ウ 施設の危険箇所を随時点検、把握し、事故や火災の未然防止に努める。
- エ 六花園において、地域機関と住民が参加する総合防災訓練を年1回実施して災害時における地域の協力体制・連携を確認する。また、六花園・グループホームともに、 避難訓練を毎月1回実施して、災害時に適切な避難行動が取れるよう対処能力を高める。
- オ 六花園及び一部のグループホームは、土砂災害防止法改正により作成した避難確保 計画に基づく訓練を年1回以上実施する。
- カ 緊急時の炊き出し訓練を六花園厨房委託業者も参加して年1回実施する。
- キ 不審者対応マニュアルに基づく訓練を警察署の協力を得て実施するなど利用者が 安心・安全な生活を送られるよう、防犯対策を強化する。
- ク 利用者が無断外出した際の捜索訓練を年2回実施して、早期の安全確保と事故等の 未然防止に努める。

(6) 職員の資質向上

- ア 倫理綱領を基本に、職員行動規範を徹底する。
- イ 人権擁護委員会を適切に運営し、人権擁護に対する意識をいっそう醸成する。
- ウ 専門的知識や技術を習得し専門性を向上させるため、各種研修会に職員を積極的に 受講させ、復命研修を実施して職員間で共有する。
- エ 高齢者介護の知識や技術を習得する園内研修を開催する。また、外部研修を受講し、 職員の介護支援能力の向上に努める。
- オ 自主学習できる環境を整え、各種資格取得を奨励する。

(7) 地域貢献の取組

- ア 学生の教育実習を積極的に受入れ、福祉人材の育成に寄与する。
- イ ボランティアを積極的に受入れ、知的障害への理解と交流を促進する。
- ウ 地域で行われる折々の行事に参加し、地域交流に努める。
- エ グループホームは、立地する町内会との連携協力を確保する。

(8) 家族との連携と協働

- ア 担当職員が利用者家族宅を訪問し、利用者の生活状況を伝えるとともに、家族との 顔の見える関係を構築する。
- イ 家族向け広報紙「ひろば」を随時発行し、利用者の様子や施設の状況を適宜伝える。 また、今日的な福祉の動向などの情報を提供する。
- ウ 保護者間の親睦や懇親、研修など、家族会活動を支援する。

Ⅲ かけはし

1 基本方針

在宅の障害児者の地域生活を支援するため、サービス提供を中心とした支援体制を整備し 当該利用者の身体状況及び環境等に応じた障害福祉サービス等を効果的かつ適正に提供す ることを基本方針とする。

2 重点目標

(1) With コロナによる支援体制の強化

かけはしの居宅介護等事業、放課後等デイサービス、相談支援事業は、障害児者及びその家族等の日常生活を支援するために不可欠なサービスであることから、地域でコロナ感染が発生した場合であっても感染防止対策を徹底しサービス提供の継続実施に努める。

(2) 相談支援事業の充実

- ア 魚沼市が令和5年4月に開設予定の魚沼市障害者基幹相談支援センターと委託相談 支援事業の事業協力を行い、相談支援体制の連携強化を図る。
- イ 魚沼市自立支援協議会の事務局として、障害者の高齢化に伴う介護保険制度との調整など地域の実情に応じた地域課題等について、専門部会を活用し魚沼市及び関係機関等と連携、協議の機会を提供する。
- ウ 計画相談支援及び障害児相談支援は、利用者ニーズに基づいた質の高い支援の提供を 行う。併せて計画作成対象者数に応じた相談支援専門員の確保や配置等の適正化の働き かけを計画相談作成依頼市町に行う。
- (3) 地域療育事業 (新規指導委託事業) の実施

魚沼市子ども課(魚沼市子育て支援センター)からの新規委託事業である地域療育教室 (ステップアップ教室、保育園訪問、ペアレントプログラム)指導について、相談支援事業と放課後等デイサービスから専門職員を派遣し市内の療育支援の向上に努める。

(4) 北部サテライト事業の実施

北部地域で相談支援事業と地域活動支援センターI型事業のサテライト事業を継続し、相談対応や社会参加促進、地域交流の機会を設けサービスの向上を図る。

(5) 障害特性に応じた専門性の高いサービスの提供

- ア 行動障害の特性のある利用者の支援について、障害特性を十分理解し適切な支援や環 境調整により、利用者の選択肢や行動範囲の拡大を図り生活支援の充実に結びつける。
- イ 医療的なケアを必要とする利用者のニーズに対応するため、支援関係機関との情報共 有や技術協力などの連携を図るとともに、医療的ケアに対応できる職員の育成に努め、 質の高いサービス提供を実施する。
- ウ 重度の身体障害や加齢に伴う介護等を必要とする利用者に対し、行動や動作の見守り や介助、口腔ケアや食事介助など基本的な介護の技術を強化・向上させ適切なサービス 提供を実施する。
- (6) 地域交流・余暇活動支援の充実

自主製品の作成販売を通した地域との交流機会を積極的に設ける。余暇活動支援は、社会体験・交流の拡充の他、文化芸術やスポーツ交流の推進を図る。

(7) 福祉サービス第三者評価受審に向けた取組み

令和4年度に第三者評価自己評価を計画したがコロナ禍の影響により実施出来なかったため、令和5年度に自己評価を実施、6年度受審を計画的に実施する。これにより事業運営における課題を把握しサービスの質の向上に結びつける。

- (8) 職員の資質向上・障害特性に対応した支援のスキルアップ
 - ア 倫理綱領、職員行動規範及び法令遵守の徹底を図る。
 - イ 各種研修会の受講についてオンラインの活用により積極的に行い、質の高いサービス を提供するための専門的知識・技術を習得し職員間で共有する。
 - ウ 利用者の多様な障害特性に対応するため、研修計画を事業ごとに作成する。
 - エ 令和5年度は、法人の課題別研修・虐待防止研修を担当。また、各部署に研修担当を 配置し行動障害及び介護技術の基礎の習得、OJTの整備を目標に研修を実施する。
 - オ 自主研修により業務遂行に必要な資格取得を奨励する。
- (9) 障害児者の人権擁護に関する取組みの徹底
 - ア 虐待防止の取組みを強化するため、虐待防止委員会を設置し利用者の権利擁護の観点から虐待防止対策を検討し実施する。
 - イ 身体拘束の適正化について、身体拘束適正化委員会を設置し身体拘束を行う場合の対応について定期的に検証し必要な改善対応策を検討し実施する。
 - ウ 権利擁護委員会を設置し虐待防止と身体拘束の適正化について、障害児者の権利擁護 の観点から一体的に取組み、専門職として必要な倫理と価値を備えた人材育成を図る。
- (10) リスクマネジメントの強化
 - ア 事故報告書及びヒヤリ・ハット報告書、ひやりメモ等の対象事案の原因を分析し、再 発防止対策の検討を行いサービス提供中の事故等の防止に努める。
 - イ 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努め、迅速に対応し業務の改善に結びつける。
 - ウ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。
 - エ 非常災害、防犯対応については、利用者の安全確保のためにマニュアル(災害時 BCP) を活用し適切に対処する。避難確保計画を活用し地域防災訓練に積極的に参加する。
 - オ 感染症の発生及び蔓延の防止等についてマニュアル (感染症 BCP 等) を活用し効果的な取組みを徹底する。
 - カ 福祉有償運送や送迎等の車両の運行に際し、アルコールチェック、運行前点検、放デ

イ送迎用車両には安全装置の設置と乗降車時の確認など安全運転管理の徹底を図り、交通事故防止や利用者の安心安全な移送に努める。

(11) 業務改善の取組み

- ア 中期経営計画にある事業所課題について職員全体で共有する。
- イ 事業所課題の改善策を検討し対応可能なものから取組みを進め業務改善を図る。
- (12) 地域貢献の取組み
 - ア「地域社会とのつながり」を軸としたリサイクル活動を継続実施する。
 - イ 市内の教育機関等を対象に障害福祉の理解を深めるため体験型出前講座を実施する。
 - ウ AED設置を公表し近隣地域に周知を図り緊急対応に貢献する。

IV 堀之内工芸

1 基本方針

新型コロナ感染症予防や感染拡大防止に努め、感染者が発生した場合は「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」に基づき対応する。

また、利用者支援の充実と事業所運営の安定化を図るため、利用者の負担にならないように事業所開所日数を増やし、事業を実施する。

原油価格の高騰により、様々なところに影響が出ているが、利用者支援に支障が出ないよう業務の効率化や経費削減に努める。

就労継続支援B型の主軸であるクリーニング事業は受注量が増加している反面、燃料費等の価格が高騰している。引き続き「受注価格の交渉」、「経費の削減」に努め、利用者工賃の向上を目指す。

生活介護では「強度行動障害者への適切な支援」に特化した所内研修を行い、職員の専門性を高めサービスの質の向上に努める。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

- ア 作業の効率化及び生産性を上げることにより、工賃の向上を目指す。
- イ 作業の安定化と継続に努め、利用者の育成と環境調整を行う。
- ウ 就労の場開拓は関係機関とも連携し、就労機会の実現に向けた支援を行なう。
- エ 取引企業に対し、受注価格の交渉を行い工賃向上に繋げる。
- オ 作業効率化、経費削減に努める。
- カ利用率の向上を図る。

(2) 生活介護

- ア 障害特性に配慮し、安全性が確保されるよう支援体制の充実を図る。
- イ 本人の興味・関心を踏まえ、自立に向けた社会参加の機会を設ける。
- ウ 創作活動を積極的に取入れ、作品の発信・認知・やりがいの向上に繋げる。
- エ 支援計画に基づいた個別対応のプログラム化の充実を図る。
- オ 利用率の向上を図る。

(3) 生活支援

ア 家庭や関係機関と連携を図り、利用者の意向に沿ったサービスが提供できるよう努め

る。

- イ 定期検診による疾病等の早期発見及び感染症の予防に万全を期す。
- ウ 共生型サービスについて、継続して調査・研究を行なう。
- エ 介護浴槽は地域にとって大きな地域資源のため活用方法を検討する。

(4) 地域福祉の推進

- ア 地域の関係機関と連携し教育実習や職場体験学習の学生・生徒等を積極的に受け入れ、 障害に対する理解を深めてもらう。
- イ 地域資源の活用や施設設備を地域へ提供することにより、地域交流に努める。

(5) サービスの質の向上

- ア 精神障害・高齢者の対応スキルを習得するため学習会(自閉・行動障害・視覚障害者 への対応等)を実施する。
- イ 業務内容の明確化と標準化に努め、支援の共通認識を図る。
- ウ サービスの自己評価を行ない、支援の向上に結びつける。
- エ 専門的な研修参加や資格取得を促し支援技能を高め質の高いサービスを提供する。
- オ 権利擁護委員会に置く虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会を定期的に開催し、安全に適切な支援が提供できるよう取り組む。

(6) 危機管理について

- ア 事故報告、ヒヤリ・ハット等の報告書による原因分析を行い、再発防止に努める。
- イ 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努め、迅速かつ誠実に対応し業務の改善に結び つける。
- ウ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。
- エ 設備、備品等は定期点検を実施し、安全管理に努める。

(7) 家族会

- ア 施設運営への参画を促し、事業所と家族会との相互関係の活性化を図る。
- イ 研修等の機会を設け、福祉の動向等の理解を深めてもらう。

V 湯之谷工芸

1 基本方針

令和5年度も新型コロナ感染防止に係る情報の提供・共有を図り、利用者が安心・安全に 通所できるよう努める。

就労移行支援については、対象者が減少している現状であるが、相談支援事業所等関係機関と連携を図り定員確保に努める。また、就労継続支援B型は、安定した工賃を利用者に支給が出来る作業提供に努める。

就労定着支援では、一般就労した利用者に定期的に面談を行い、安心した日常生活が送れ、 職場に定着できるよう支援をする。

ア 環境整備

駐車場に設置してある深井戸が設置から26年が経過し配管等が劣化しており、更新の必要がある。そのため令和5年度に予定していた内部改修工事(床・壁)は延期とし、緊急性のある深井戸の更新を優先する。

2 重点目標

(1) 就労移行支援

- ア 生産活動を通じて、一般就労に向けての訓練の場として支援を行うとともに、企業等 の開拓を図り情報の提供ができるように努める。
- イ 個別支援計画の作成、モニタリングの実施等により、利用者支援に努める。
- ウ 地域の障害者が、就労に向けての訓練の場として利用できるように、今後も関係機関 との連携を図り、就労移行支援を継続していくよう努める。

(2) 就労継続支援B型

- ア 受託作業の継続的安定化を図るとともに、生産性の向上及び工賃収入の増額を目指す。
- イ 生産活動を通じ、利用者個々の特性に合わせた作業提供をして、働くことへの意識付けを図る。
- ウ 食堂経営について、収入の増額に繋げるため、事業所外への食品提供の検討を継続的 に行っていく。

(3) 就労定着支援

ア 一般就労後、職場定着に繋がるよう利用者との面談を通して、生活面、精神面等の課題把握に努めるとともに、企業や関係機関との連携を図り、課題解決に必要な支援を行う。

(4) 生活支援

- ア 家族や関係機関との連携を図り、利用者にとってより良いサービスの提供ができるように努めていく。
- イ 嘱託医や家族との連携を密にして利用者の健康管理に努める。

(5) 地域福祉の推進

- ア ボランティアや実習生を感染防止等に十分努めながら受入れを行い、地域との交流を 深めていく。
- イ 特別支援学校からの実習生を積極的に受け入れ、将来的な利用に繋がるよう努める。

(6) サービスの質の向上

- ア 利用者、家族の希望に添った支援ができるように職員全体で検討し、支援を行っていく。
- イ 職員自身が自己評価を行い、より良いサービスに努める。また、研修会等に積極的に 参加し専門知識や技術を習得する。
- ウ 職員行動規範等に基づき、利用者の権利等を尊重し、安心で安全な生活ができるよう サービス向上に努める。

(7) 危機管理

- ア 防災訓練等を行い、危機管理に努める。また、職員間で事故報告書、ヒヤリ・ハット 等の報告書による原因分析を行い、再発防止に努める。
- イ 苦情等を出しやすい環境づくりに努め、迅速かつ誠実に対応し業務の改善に結びつける。
- ウ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。
- エ 虐待防止に関する規程を遵守し利用者の人格・尊厳を尊重した支援に努める。
- オ 送迎時の交通事故防止及び事業所内での施錠・火気等安全点検に心がける。

(8) 家族会

- ア 事業所の運営状況等を積極的に情報開示し、運営への参画促進を図る。
- イ 研修等の機会を設け、福祉の動向等の理解を深めてもらう。

VIひろかみ工芸

1 基本方針

利用者一人ひとりが持っている力を十分発揮でき、やりがいをもって仕事に取り組むことができるよう作業環境を整えていく。併せて外部から業務委託を受けた際は、利用者の社会参加として積極的に取り組んでいく。また、新型コロナ感染防止対策を徹底し、利用者が安心・安全に通所できるように努める。

食品事業では、原材料高騰の厳しい状況ではあるが、趣向を凝らした内容を検討し、弁当 販売数の維持に努める。

受託作業については、通年安定した作業量を確保するため、請け負った作業は確実に行い、 更なる企業との信頼関係を構築する。さらに、作業の効率性を考慮し、企業と連携を取りな がら将来的な施設外就労の計画を進めていく。

利用者支援においては、利用者が安心して日中活動が行えるよう、虐待防止に重点をおいた取り組みを行っていく。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

- ア 生産活動を通じ、働くことへの意欲・意識向上に努める。
- イ 作業効率化を図り、生産性を向上させ、更なる工賃の向上を目指す。

(2) 生活支援

- ア 家庭や関係機関と連携し、本人の意向に沿った自立した生活が送れるよう支援する。
- イ 定期検診による疾病等の早期発見及び感染症の予防に万全を期す。

(3) 地域福祉の推進

- ア 地域の関係機関等と連携し、ボランティアの育成や教育実習等を積極的に受け入れる。
- イ 地域行事への参加や地域資源の活用また施設設備を地域へ提供をすることにより地域交流に努め、地域活性化の一翼を担う。

(4) サービスの質の向上

- ア 職員研修の充実と業務に必要な資格取得に向け環境整備に努める。
- イ サービス利用計画と個別支援計画との整合性や連携に留意する。
- ウ 良質なサービスを提供するため、サービス評価に積極的に取り組み業務内容の明確化 と標準化に努める。
- エ 虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、リスクマネジメント委員会にて職員のセルフチェックを行い、問題点を明確にし、改善につなげる。

(5) 危機管理について

- ア ヒヤリ・ハット事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備 を行い、安心・安全な事業所運営を図る。
- イ 苦情解決については、苦情・意見の出しやすい環境づくりに努めると共に、迅速に対

応し、業務の改善に結びつける。

- ウ 障害者虐待防止法及び障害者差別解消法、職員行動規範等に基づき、事業所全体で利用者の権利擁護に取組み、更なる福祉サービスの向上を図る。
- エ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

(6) 家族会

- ア 事業所運営への参画を促し、事業所と家族会との相互関係の活性化を図る。
- イ 情報提供・開示及び研修を通じ、事業及び福祉制度の理解を深める。

VII またたびの家

1 基本方針

新型コロナウイルス感染防止の徹底を継続するとともに、変化した環境に順応した支援に 努める。

利用者支援については、障害特性に配慮し、より質の高いサービスの提供に努め、利用率の向上に繋げる。

弁当事業については、引き続きお客様の要望をとり入れながら品質の維持・向上に努めていく。また、受託作業と併せ工賃の向上を目指していく。

地域交流室と併設している「カフェまたたび」の営業が安定したため、カフェを接客や調理などの職業訓練を行う就労支援事業として活用し、地域住民と利用者の交流の場としての機能を強化する。利用者の社会参加を促進する。

また、「かけはし」が地域交流室を活用し、相談支援事業及び地域活動支援センター I 型事業をサテライトで実施することで魚沼市北部地域の福祉サービスの向上に繋げる。

グループホームの運営に関しては、入居者の高齢化が進んでいることから、体調管理や健康状態の把握、老人介護施設への入所移行も考慮し関係機関との連携を図り適切な利用者支援を行っていく。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

ア 受託作業の継続的安定化を図るとともに、生産性の向上及び工賃収入の増額を目指す。

イ 利用者が仕事への責任感、働くことへの意欲が持てるように支援を行う。

(2) 生活支援

- ア 家族や関係機関との連携を図り、より良いサービスの提供に努める。
- イ 顧問医や家族と連携し、利用者の健康管理に努める。
- ウ 短期入所の利用を迅速に行えるよう受入れ体制を常時整える。

(3) 地域福祉の推進

- ア 教育実習生及びボランティア等を積極的に受け入れ、地域との関わりを持っていく。
- イ 特別支援学校からの実習生を積極的に受け入れ、将来的な利用に繋がるよう努める。
- ウ 弁当事業を活かし高齢者世帯への配達など地域のニーズに合わせた取組みを行い、見 守りなど必要とされるサービスの提供を行う。
- エ 地域の行事や法人内事業所行事等に積極的に参加し、地域との交流に努める。

(4) サービスの質の向上

ア 職員行動規範・障害者虐待防止法等に基づき、利用者の権利等を尊重したサービスの

質の向上に努める。

- イ 専門知識や技術の習得に努め、専門職員としての資質の向上に努める。
- ウ 自主研修等により、業務遂行に必要な知識や資格取得に向け環境を整える。
- エ グループホーム利用者が安心して生活できるよう、定期的に世話人会議、夜間支援員会議を行い職員間の連携を図り情報の共有を徹底する。
- (5) 危機管理について
 - ア ヒヤリ・ハット事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備 を行い、安心・安全な事業所運営を図る。
 - イ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。
 - ウ 利用者の行動特性を把握し、その特性に合わせた支援に努め事故防止を図る。
- (6) 魚沼市精神障害者家族会との関わり
 - ア 家族会主催の行事や研修等への積極的な参加を図る。また、事業所の活動を紹介し、 理解を深めてもらう。

Ⅷ わかあゆ社

1 基本方針

利用者一人ひとりの障害特性、ニーズに合わせた活動の機会を通じて、社会性や就労に必要な知識、能力の向上のために必要な支援を行う。また、利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

生産活動では安定した作業量・売り上げを確保し、工賃の向上を目指すとともに、地域貢献の観点から関係機関と連携を図り地域ニーズに合わせた取り組みを積極的に行う。

指定管理事業所として地域福祉増進に努め、利用者が安心して通える環境が確保できるよう魚沼市との連携を図っていく。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

- ア 安定した受注量を確保し、利用者への工賃向上を目指す。
- イ 利用者が仕事への責任感、持続性、協調性を身につけられるよう、施設外作業を通じて多様な訓練の場を提供し、就労への意欲を高めるための支援を行う。
- ウ 一般就労開始後、利用者との面談等を通じて精神面等の課題把握に努め、関係機関と も連携しながら、職場定着につながるよう継続して支援を行う。
- エ 障害特性等による個別支援が必要な利用者の増加に伴い、個室での対応やパーティションなどを用いて作業に集中できる環境を整える。
- オ 利用者の日中活動における精神衛生や満足度を高めることにより支援効果を上げるため、改築など施設の環境整備を行なう。

(2) 生活支援

- ア 利用者が安定、充実した地域生活を維持できるよう見守り、必要に応じて関係機関と 連携し支援する。
- イ 利用者の健康状況を把握し、常に気を配り、日々の健康・衛生管理に努める。
- ウ 面接・電話相談について職員間で情報を共有・連携し、常に対応できるよう体制を整 える。

エ ウイルス等の感染症の発生と拡大を防ぐため手洗いや消毒、マスクの着用、三密の状況を避ける等、職員、利用者共に基本的な予防に務める。

(3) 地域福祉の推進

- ア 社会福祉協議会の配食サービス業務に参加し、高齢者の見守りなど必要とされる取り 組みを行う。
- イ 喫茶ウインドーの配達業務を活かし、学童保育や高齢者世帯への配達など地域のニー ズに合わせた取り組みを行う。
- ウ 地域の関係機関と連携し教育実習や職場体験学習の学生・生徒等を積極的に受け入れ、 障害に対する理解を深めてもらう。

(4) サービスの質の向上

- ア 支援の難しい利用者が増えているため、専門的な研修会に参加し、職員の技術力・支援力を高める。
- イ 業務内容の明確化と標準化により支援の共通認識を図りサービスの向上に繋げる。
- ウ 事業所の方針を周知し、職員全員が同じ目的を持って業務に取組む。
- エ 共に歩む姿勢で、ニーズに合わせた支援と、一般就労に近い環境を整える。
- オ 権利擁護委員会に置く虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会を定期的に開催し、安 全に適切な支援が提供できるよう取り組む。

(5) 危機管理について

- ア 火災・地震などを想定とした防災訓練と避難確保計画による洪水時の避難訓練を実施 し、利用者の生命・安全確保に努める。
- イ ヒヤリ・ハット事例や事故報告をまとめ、職員で共有、協議の上マニュアルの整備を 行い、安心・安全な事業所運営に取組む。
- ウ 苦情の際には速やかに対応し、職員間で解決方法を検討し、適切な支援が出来るよう 取組む。
- エ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

IX 理事会、評議員会等開催計画

(1) 理事会

令和5年 6月 6日 (火) 第1回理事会 令和5年 6月22日 (木) 第2回理事会 令和5年10月26日 (木) 第3回理事会 令和6年 3月11日 (月) 第4回理事会

(2) 評議員会

令和5年 6月22日(木) 定時評議員会令和5年11月10日(金) 第1回臨時評議員会令和6年 3月26日(火) 第2回臨時評議員会

(3) 監査会

令和5年 5月30日(火) (令和4年度事業報告及び法人会計決算監査)